

平成 27 年度利用者負担額（案）

1 号認定利用者負担額

階層区分	市民税所得割額	1 号認定利用者負担額（月額）			
		第 1 子		第 2 子	
		変更前	変更後	変更前	変更後
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市民税非課税・所得割課税額非課税世帯	9,100	3,000	4,600	1,500
3	77,100 円以下世帯	16,100	16,100	8,100	8,100
4	211,200 円以下世帯	20,500	20,500	10,300	10,300
5	211,201 円以上世帯	25,700	25,700	12,900	12,900

※第 2 子利用者負担額は 100 円未満四捨五入

※第 3 子は無料のため省略

2 号認定利用者負担額

階層区分		市民税所得割額	2 号認定利用者負担額(月額)			
			保育標準時間		保育短時間	
変更前	変更後		第 1 子	第 2 子	第 1 子	第 2 子
A	A	生活保護世帯	0	0	0	0
B 1	B 1	非課税(ひとり親家庭等に限る)	0	0	0	0
B 2	B 2	非課税(ひとり親家庭等を除く)	1,400	700	1,400	700
C 1	C	所得割非課税・均等割課税	4,000	2,000	3,900	2,000
C 2	D 1	46,700 未満	5,000	2,500	4,900	2,500
C 3	D 2	48,600 未満	6,000	3,000	5,900	3,000
D 1	D 3	50,700 未満	7,500	3,800	7,400	3,700
D 2	D 4	58,700 未満	9,000	4,500	8,800	4,400
D 3	D 5	68,700 未満	11,000	5,500	10,800	5,400
D 4	D 6	88,700 未満	13,000	6,500	12,800	6,400
D 5	D 7	108,800 未満	15,000	7,500	14,700	7,400
D 6	D 8	150,200 未満	17,000	8,500	16,700	8,400
D 7	D 9	190,200 未満	18,500	9,300	18,200	9,100
D 8	D10	250,200 未満	20,000	10,000	19,700	9,900
D 9	D11	282,500 未満	21,000	10,500	20,600	10,300
D 10	D12	315,800 未満	22,000	11,000	21,600	10,800
D 11	D13	355,800 未満	23,000	11,500	22,600	11,300
D 12	D14	355,800 以上	24,000	12,000	23,600	11,800

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降については 0 円とする。

※ 市基準(案)については、国基準の考え方に基づき、保育短時間認定に係る利用者負担額について、保育標準時間認定の利用者負担額の 98.3% の水準とする。(100 円未満四捨五入)

3号認定利用者負担額

階層区分		市民税所得割額	3号認定利用者負担額(月額)				
			保育標準時間		保育短時間		
			第1子	第2子	第1子	第2子	
変更前	変更後						
A	A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B 1	B 1	非課税(ひとり親家庭等に限る)	0	0	0	0	
B 2	B 2	非課税(ひとり親家庭等を除く)	2,100	1,100	2,100	1,100	
C 1	C	所得割非課税・均等割課税	5,000	2,500	4,900	2,500	
C 2	D 1	46,700 未満	6,000	3,000	5,900	3,000	
C 3	D 2	48,600 未満	7,000	3,500	6,900	3,500	
D 1	D 3	50,700 未満	9,000	4,500	8,800	4,400	
D 2	D 4	58,700 未満	11,500	5,800	11,300	5,700	
D 3	D 5	68,700 未満	14,500	7,300	14,300	7,200	
D 4	D 6	88,700 未満	17,500	8,800	17,200	8,600	
D 5	D 7	108,800 未満	21,000	10,500	20,600	10,300	
D 6	D 8	150,200 未満	24,500	12,300	24,100	12,100	
D 7	D 9	190,200 未満	28,000	14,000	27,500	13,800	
D 8	D10	250,200 未満	31,500	15,800	31,000	15,500	
D 9	D11	282,500 未満	35,500	17,800	34,900	17,500	
D10	D12	315,800 未満	39,500	19,800	38,800	19,400	
D11	D13	355,800 未満	43,000	21,500	42,300	21,200	
D12	D14	355,800 以上	46,000	23,000	45,200	22,600	

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

※ 市基準(案)については、国基準の考え方にに基づき、保育短時間認定に係る利用者負担額について、保育標準時間認定の利用者負担額の98.3%の水準とする。(100円未満四捨五入)